

令和8年度事業計画

1 はじめに

令和6年4月1日に施行された相続登記申請義務化の影響は大きく、講演会及び相談会では多くの相談が寄せられており、この状況は今年度も続くものと思われる。さらに、令和8年4月1日からは、住所氏名等変更登記の申請義務化が施行された。今年度は、いよいよ相続登記申請義務の猶予期間が終わる年度であり、市民の相談ニーズはこれまで以上に高まると思われる。相続登記申請義務化、住所氏名等変更登記申請義務化に関する講演会・相談会を高知県内の各地域で開催することにより、市民への情報提供、「登記手続と言えば司法書士」とさらに印象付けるような広報活動を行っていく。

高知県郡部の課題として、県外からの移住を促進するにあたり、空き家はたくさんあるものの相続登記がされていないことから、売ることも貸すこともできず、移住者が定着しないという問題がある。この問題に対し、当会としてはこれまで、各地域で相続登記に関する講演会を行い、相続登記の重要性を市民に伝えてきた。また、市民から市町村に対し、空き家に関する相談があった際、解決方法が分からないこともあり、高知県に市町村から相談が寄せられている。これらの相談対応につき、当会が各事案の解決方法等を検討する内容の協定を昨年度末に高知県と締結した。今後、これまでよりもさらに、高知県と連携し、高知県内の空き家活用の促進を図る。

令和8年5月21日には、民事裁判の全面IT化が施行される。訴訟代理人としても、書類作成業務としても、裁判の方法が大きく変わる。司法書士の裁判業務の関与率の低さが指摘されているが、IT化で裁判業務離れが起こらないよう、研修会、勉強会などで情報発信を行っていく。

その他の法改正としては、令和3年改正不動産登記法が全て施行された。また、父母の離婚後の子の養育に関するルールも改正された。これら新しい制度への理解を深めるため、また、研修単位取得の機会を増やすため、各種研修会、勉強会を多数開催する。

このように司法書士を取り巻く環境は目まぐるしいスピードで変化しているが、会員同士が交流し、お互いの業務のやり方などを共有する機会を設けるため、今年度もレクリエーションを開催するので是非ご参加いただきたい。

コロナ禍において実施されてきた実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資の返済が困難な方、多重債務の問題に関しては、高知県多重債務者対策協議会、高知県自殺対策連絡協議会等、各関係機関と連携し、問題解決に取り込んでいく。また、債務整理業務に必要な不可欠な民事法律扶助の利用を促進するため、法テラスとの契約会員数の増加を図る。

会員数の減少、司法過疎地の問題については、支部との情報交換を行い、司法書士の空白地帯が生じないように、都市部の単位会での当会をアピールするチラシの配布、リニューアルされたホームページ、SNSの活用等により当会の情報発信を行い、県外からの開業者の誘致を行う。

震災対策としては、南海トラフ大地震発生後速やかに当会が活動を再開することができるよう被災経験のある他県会の過去の情報収集を継続し、引き続き準備をしていく。

2 各事業の具体的計画

[企画部]

- (1) 不動産登記に関する業務の推進
 - ①相続・遺言に関する講演会の実施
 - ・県内の市町村及び地域包括支援センター並びに社会福祉協議会に対し、相続・遺言に関する無料講演会を実施する
 - ②県主催の市民向けの「相続おしかけ講座」への講師派遣
 - ③不動産登記に関する勉強会の実施
- (2) 商業登記に関する業務の推進
 - ①商業・法人登記に関する勉強会の実施
 - ②高知県事業承継ネットワークとの連携
- (3) 裁判に関する業務の推進
 - ①裁判事務に関する勉強会の実施
- (4) 簡裁訴訟代理等関係業務の推進
 - ①簡裁訴訟代理等関係業務に関する勉強会の実施
- (5) 財産管理に関する業務の推進
 - ①相続財産管理人・清算人、不在者財産管理人、遺言執行者、所有者不明土地管理人など各財産管理人および相続土地国庫帰属制度の実務に関する勉強会の実施
 - ②所有者不明土地管理人制度・国庫帰属制度についての講演会の実施
- (6) 成年後見に関する業務の推進
 - ①社会福祉士会との連携による福祉分野の知識の習得
 - ②成年後見制度利用促進法への対応
 - ・各市町村における中核機関の設置への協力等を、弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポートと連携して行う
- (7) 空き家等対策の推進に関する特別措置法への対応
 - ①県との空き家対策の促進に関する協定に基づく連携協力
 - ②行政や民間団体等で構成する高知県居住支援協議会の空き家対策部会への参加を中心とする、行政等への、空き家問題において司法書士が担うことができる役割の周知及び司法書士活用の働きかけ
- (8) 消費者問題に関する事業
 - ①県立消費生活センターの相談員に対する法律相談（いわゆるアドバイザー）及び相談員への会員の派遣
 - ②高知県多重債務者対策協議会との連携
- (9) 法教育に関する事業
 - ①法教育の実施
 - ・専門学校、高校、大学、聴覚障害者支援団体などへの会員の派遣
- (10) 自死問題、ギャンブル等依存症問題、高齢者虐待、労働問題、犯罪被害者支援などの社会問題対策
 - ①経済的困窮者に対する法律支援事業の実施
 - ・最低限度の生活保障の確保及び自立への助力を必要としている市民に支援を行った

会員に対し、当会が実費等を支弁し、もって市民の生存権・幸福追求権の実現に資することを目的とする「経済的困窮者を支援する事業」の継続

②簡裁訴訟代理等関係業務の受任推進事業の実施

・経済的合理性の点で市民が法律専門家に依頼することを躊躇するような少額の事件につき、会員の報酬の一部を助成することで、会員の簡裁訴訟代理等関係業務の積極的な受任推進を図ることを目的とする「少額事件簡裁訴訟代理等関係業務推進助成事業」の実施

③民事裁判IT利用促進支援制度の実施

・民事裁判のIT化に伴い、本人訴訟の当事者がインターネットを用いた民事訴訟手続の利用を促進するため、会員に対し支援金の支給を行い、会員の本人訴訟への積極的な寄与を目的とする「民事裁判IT利用促進支援制度」を実施

④他団体が開催する社会問題に関する会議や研修会への出席

[相談事業部]

(1) 総合相談センター

①総合相談センターの機能充実

- ・高知会場、四万十会場、安芸会場、須崎会場での定例相談会の実施
- ・相続登記相談センターの運営
- ・相続登記相談会の実施、クレサラ相談会の実施

②各種相談事業の企画・実施

- ・司法書士の日記念相談会(令和8年8月1日(土))
 - ・中央支部、東支部、中東支部、中西支部、西支部管内での無料法律相談会の実施
- ・法の日記念相談会(令和8年9月26日(土))
 - ・高知市において不動産登記無料相談会の実施
- ・相続登記はお済みですか月間の実施(令和9年2月1日～令和9年2月28日)
 - ・月間中の各会員事務所における相続登記に関する無料相談の実施及び広報
- ・相続登記相談会
 - ・相続登記無料セミナーと中央支部、東支部、中東支部、中西支部、西支部管内での無料相談会の実施
- ・相続登記リレー相談会の実施
- ・司法過疎地域における相談事業
- ・他士業との合同相談会
- ・賃貸借相談会(令和8年4月12日(日))
- ・市町村・法務局等への相談員の派遣

③県・市町村などの自治体、法テラスなどの関係機関との連携強化

④相談員の資質の向上

⑤民事法律扶助の利用促進

(2) 調停センター

①調停センターの運営

[研修部]

- (1) 登記・裁判業務の拡充
会員の執務の向上及び登記・裁判業務の拡充を図るべく研修を実施
 - ・執務の向上に関する研修の実施（倫理研修）
 - ・不動産登記に関する研修の実施
 - ・相続に関する研修の実施
 - ・企業法務、商業登記の研修の実施
 - ・裁判に関する研修の実施
- (2) 会員一般研修会の企画及び実施並びに会場
 - （日程）第1回 令和8年 7月25日（土） 高知会館
 - 第2回 令和8年11月28日（土） 高知城ホール
 - 第3回 令和9年 2月27日（土） 高知会館
- (3) 任意研修会の企画及び日司連が開催する Web 配信の研修への積極的な参加
- (4) DVDや日司連研修総合ポータルサイト（eラーニング等）を活用した研修の推奨
- (5) ZoomやMicrosoft Teamsを活用した研修
- (6) 年次制研修の運営
- (7) 配属研修の実施
- (8) 研修単位の管理
- (9) 支部研修への協力（支部を中心とした小規模の研修会）

[広報部]

- (1) 制度広報
相続登記の申請義務化は、市民にとって登記制度や司法書士の業務を知る重要な契機であり、本年度においても広報の中心的なテーマとして位置づける。あわせて、本年4月1日施行の住所等変更登記申請義務化をきっかけに、転居や婚姻・離婚等の身近な出来事と登記手続との関係を意識してもらおう。さらに、成年後見や債務整理、会社・法人登記等についても、司法書士が専門的に関与する「身近な暮らしの相談相手」とあるとの認識が広がるよう、以下の広報活動を行う。
 - ①法務局・市町村等に配布した司法書士名簿チラシの更新・配布
 - ②高知新聞（ペンシル、BS下）への広告掲載
 - ③TVのスポットCM
 - ④ポスター・チラシの配布
 - ⑤SNSの活用
- (2) イベント広報
相談事業部・企画部と連携し、司法書士の日相談会、法の日記念相談会、相続登記相談会、県境相談会等の各種相談会を市民に広く周知し、気軽に利用してもらえよう以下の媒体により広報を行う。
 - ①各市町村広報誌への掲載依頼
 - ②高知新聞朝刊有料広告（TV解説欄中広告、ペンシル、BS下欄、アドにゅーすけ）

- ③高知新聞朝刊無料広告（情報玉手箱、こみゅっと）
 - ④プレスリリース配布
 - ⑤折込チラシ配布
 - ⑥SNSの活用
- (3) ホームページの維持管理
- 各種相談会の開催情報や制度改正に関する情報について、速やかな更新を行い、市民が必要な情報を分かりやすく確認できるホームページの維持・管理を行う。
- あわせて、高知県における司法書士のU・Iターン開業に関する情報についても、実際の開業事例等を紹介するページへの導線を意識し、内容の整理・維持を行う。
- (4) ホッホーだよりの発行
- 会員への情報提供、会員間の親睦を深めることを目的として、ホッホーだよりを発行する。

[総務部]

- (1) 防災対策・危機管理体制の整備
 - ・非常用備品の備え置き、避難訓練の実施等
- (2) 他団体との連携・情報交換
 - ①法務局
 - ②裁判所
 - ③弁護士会
 - ④法テラス
 - ⑤土佐士業交流会
 - ⑥その他の関連団体
- (3) 事務局体制の充実
 - ・職員研修の実施
 - ・事務分担の確認と整理
- (4) 定期健診の推進
- (5) 支部活動の支援
- (6) レクリエーションの実施
 - ・会員間の親睦を図るためのレクリエーションの実施

[経理部]

- (1) 予算の適正な執行・管理